

情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会
基本政策委員会（第6回） 議事録

1 日 時

平成26年5月13日(火) 午後13時00分～14時45分

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、石戸 奈々子、江崎 浩、大谷 和子、酒井 善則、
菅谷 実、砂田 薫、関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、平野 祐子、舟田 正之、
三友 仁志 （以上13名）

(2) 総務省

安藤 友裕（電気通信事業部長）、吉田 博史（事業政策課長）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、河内 達哉（データ通信課長）、
杉野 勲（電気通信技術システム課長）、宮地 俊明（高度通信網振興課長）、
玉田 康人（消費者行政課長）、竹内 芳明（電波政策課長）、
布施田 英生（移動通信課長）、柴崎 哲也（事業政策課企画官）、
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、片桐 義博（料金サービス課企画官）

4 議 題

(1) これまでの検討を踏まえた個別論点（案）について

(2) その他

開 会

(山内主査) 本日は皆様お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただ今から情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会基本政策委員会第 6 回目を開催したいと思います。早速でございますけれども議事に入りしたいと思います。

本日の議題でございますが、お手持ちの議事次第をご覧くださいますと、これまでの検討を踏まえた個別論点(案)についてということになっております。これまで基本政策委員会においては、3回のヒアリング設けまして、委員会としては5回の委員会を開催して審議を行ってきたというところでございます。さらに総会、あるいは最近も特別部会でも審議を重ねてまいりました。

以上の審議プロセスを経た上で、これから我々が具体的にどういう議論をしていくかということをご検討いただくというのが今日の趣旨でございます。個別の論点というものを提示させていただきたいと思っております。

さて、個別論点についてお話、ご議論いただくわけですが、それをご議論していただく前に、1点ご報告がございますので、それについて私から述べさせていただきます。

実は先般5月8日に開催されました2020-ICT 基盤政策特別部会におきまして、今後の検討に当たって、どういうよりどころを定めるか、これについて、基本5原則というものを私のほうから提案させていただきました。そして、そこでご審議をいただき、一部修正の上、ご了承いただいたという運びになりました。

したがって、これから皆さんにご審議いただく上でも、親部会のほうの特別部会でご了承いただいた、この5原則を念頭に置いてご議論いただくことになると思います。それについて、まず私から報告をさせていただこうと思います。

それでは資料の6-1をご覧ください。資料の6-1に、2020-ICT 基盤特別部会の基本5原則についてというのがございます。これが先ほど申し上げた特別部会でご了承いただいたものであります。

その前文ですが、前文につきましては、昭和60年、1985年の通信自由化以降、時代に即した電気通信分野の制度改革、あるいは民間事業者の努力ということもあって、世界最高レベルのICT基盤を現実に達成したと、このように考えています。

一方、今後2020年を見据えた際には、2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会というものがああります。これを契機にして、我が国の飛躍・発展に向けて最大な非常に重要な時期にあると考えておまして、その中で2020年代のICT基盤の役割を論ずる我々の役割は非常に大きいと感じているところであります。

2020年代におきましても我が国のICT基盤が世界最高レベルであり続けて、そのICT基盤が我が国の産業の競争力、あるいは豊かな暮らしというものに貢献する、こういったものであること、またこれが重要であることは、皆様のご認識、ご納得をいただけることかと思っております。こういったことを鑑みた上で、今回の基本5原則というものを取りまとめたということでもあります。

めくっていただいて2枚目ですけれども、基本5原則というのがございます。

まず1つ目、公正競争徹底の原則であります。2020年に向けて、世界最先端の技術を活用した強靱なICT基盤を多様なプレーヤーにより実現するとともに、このICT基盤を低廉かつ多様な条件で利用できるよう、設備・サービスの両面で公正な競争環境を一層徹底することを目指すということです。これが公正競争徹底の原則。

2番目、イノベーション推進の原則であります。2020年代に向けて、ICT基盤を活用した新事業・新サービスの創出を促進し、利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しむことができるよう、イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組みとすることを目指すというものであります。これがイノベーション促進。

3番目、社会的課題解決の原則。2020年代に向けて、少子高齢化等により生ずる社会的課題の解決、あるいは地域の元気に資するために、我が国が有する世界最高レベルのICT基盤を享受・活用できるようにすることを目指すというものであります。社会的課題の解決。

4番目、魅力向上・発信の原則。少なくとも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までには、日本人のみならず訪日外国人も最先端のICT基盤をストレスなく利用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備することを目指す。これが魅力向上・発信の原則。

最後に5番目、利用者視点の原則であります。1から4のいずれにおいても、民間事業者の自由な事業活動を促進しつつも、常に利用者視点に立って、高齢者や青少年を含む全ての利用者が多様で低廉のサービスを安心して利用するための環境を整備するなど、利用者便益の最大化を目指す。これが5番目の、利用者視点の原則でございます。

こういう形で5原則をまとめさせていただいてご了承いただいたところでもありますので、何度も申し上げますけれども、皆様におかれましては、今後の検討に当たってこの5原則というものを念頭に置いていただいて、いろいろ個別論点についてのご発言を願えればと思っております。

以上、私からの報告でございますが、引き続きまして事務局から、これまでの検討を踏まえました個別論点（案）について説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(事務局) それでは、お手元の資料の6-2をご用意いただきたいと思います。これまでの検討を踏まえた個別論点（案）と書いているものでございます。この資料は、これまでの当委員会でのご審議、あるいは事業者団体のヒアリング等を踏まえて、2020年代を見据えた競争政策個別論点の

案を取りまとめたものでございます。

まず1 ページ目でございます。2020 年代に向けた ICT の役割ということでございます。6 つにカテゴライズしてございますが、例えば左の上、新事業の創出、生産性の向上、あるいは投資の拡大、国際展開によりまして経済の活性化を目指す。

あるいは医療の高度化、教育の高度化、財政支出の軽減、エネルギー問題への対応等々、ICT を活用いたしまして社会的課題の解決を行う。

あるいは交通システムの高度化、行政サービスの向上、生活支援の充実、これらを ICT を活用いたしまして便利な社会の実現を目指す。

あるいは災害対策、インフラ老朽化対策、サイバー攻撃への対応、これらを ICT を活用いたしまして安心・安全の実現を目指すということ。

それから地域経済の活性化、地域の高齢者活用、地域での生活支援、これらを ICT を活用いたしまして地域の活性化を目指す。

あるいはオリンピック・パラリンピック東京大会の対応ということで、日本の存在感の向上、訪日外国人へのおもてなし、トラヒックの集中、サイバー攻撃への対応などを行うことによりまして東京大会対応を行うということが、2020 年代に向けた ICT の役割ということでございます。

続いて2 ページ目でございます。これらを支える ICT 基盤の姿、そして事業者の役割というのを掲げさせていただいております。

例えば2 番、ICT 基盤の姿でございますが、高速化・大容量化に対応した超高速かつ低廉な世界最高水準の ICT 基盤が大事である。あるいは災害に強く、セキュリティーが確保された強靱な ICT 基盤が大事である。あるいは真ん中でございますが、あらゆる産業がネットワーク・端末を自由に組み合わせて利用できる ICT 基盤の実現。あるいは利用者がニーズに応じて多様なサービス・料金を自由に選択できる ICT 基盤。それから多様なプレーヤーが多彩なサービスを展開できるオープンな ICT 基盤の実現が大事だということでございます。

右側でございますが、都市部でも過疎化が進む地域でも、誰もが便利に利用できる ICT 基盤の実現。あるいは利用者がより安心して利用できる ICT 基盤の実現。あるいはグローバル化に対応し、訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現。これらが 2020 年代にふさわしい ICT 基盤の姿ではないかということになります。

3 番でございますが、この ICT 基盤を担う事業者が果たすべき役割ということでございます。事業者間の活発な競争、あるいは積極的な投資によりまして、ICT 基盤の高度化・低廉化・強靱化を図るべき。あるいは多様なプレーヤーによりまして新産業の創出、ICT の利活用の拡大、あるいはグローバル展開を図るべき。あるいは利用者のニーズに適した多彩なサービス、多様な料金体系を提供

すべき。あるいは誰もがより安心して利用できる ICT 基盤の提供を見据えると。こういうことが事業者の果たすべき役割という考えでございます。

これらを踏まえまして、2020 年代にふさわしい ICT 基盤を実現するために、事業者を取り巻く制度等の在り方につきまして、先ほど主査からご説明いただきました基本 5 原則を踏まえつつ、個別論点（案）についてご議論いただきたいと思いますと考えてございます。

3 ページ以降は個別論点（案）でございます。まず 3 ページ目でございますが、世界一低廉かつ高速でビジネスのしやすい環境の実現ということでございまして、現状と課題、そして論点と分けて掲げてございます。

まず現状でございますが、主要事業者は 3 グループに集約、協調的寡占の色彩が強い。あるいは固定・移動のサービス連携、電波利用の連携、垂直統合型のサービスの進展等、これまでの市場の枠組みを越えた新たな動向が見られるということを踏まえまして、公正競争の一層の徹底を通じて、超高速・低廉・強靱な世界最高水準の ICT 基盤実現が重要であるということでございます。

論点につきましては、①主要事業者のグループ化・寡占化の進展への対応ということでございまして、規制体系をグループ一体としてみることにについてどう考えるべきか、2) 同一グループ内の提供条件の透明性の確保についてどう考えるべきか。

②これまでの市場の枠組みを越えた新たな動向を踏まえた政策の在り方につきまして、1) モバイルの重要性の高まりにより、競争政策を考える上でも周波数の割り当て等の電波政策が重要となりますが、競争政策と電波政策との連携についてどう考えるべきかということでございます。こちらにつきましては、電波政策ビジョン懇という別の会議がございまして、そちらと連携して検討してまいります。

2) 固定・移動の相互補完関係が重要となる中で、電波の希少性から、多くの事業者が電波の割り当てを受けられないという状況がございまして、あるいはモバイル市場のサービスの同質化が進んでいるという状況を踏まえまして、電波割り当てのボトルネック性や、MVNO への無線ネットワークの開放ルール（接続ルール）の対象事業者や対象サービスの範囲についてどう考えるべきか。

3) 公正競争の一層の徹底やイノベーション促進の双方の観点から踏まえつつ、NTT 東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方についてどう考えるべきか。

4) 自由な競争環境を担保するために必要な事後規制の運用の在り方についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

続きまして 4 ページ目でございます。(2) MVNO のさらなる参入促進を通じた多彩なサービスの提供と。まず現状でございますが、モバイル市場のさらなる競争促進のためには、MVNO 等の多様な事業主体の参入が重要であります。ただし、MVNO のシェアはまだ 4.4% にすぎません。これを踏ま

えまして、MVNO のさらなる参入促進や多彩なサービスの実現が必要となるという考えでございます。

論点でございます。①これは再掲でございますが、無線ネットワークの開放ルール（接続ルール）の対象となる事業者等の在り方。②無線ネットワークの開放ルール（接続ルール）の内容の在り方としましては、1）独自 SIM の発行の実現等、MVNO による多彩なサービスを実現するために必要なアンバンドルのさらなる促進の在り方についてどう考えるべきか。2）接続による音声通信のサービスの提供の実現等、MVNO による多彩なサービスを実現するために必要な電気通信番号の割り当ての在り方についてどう考えるべきか。3）その他、MNO-MVNO 間のイコールフットィングの確保の在り方についてどう考えるべきか。

③無線ネットワークの MVNO への提供の在り方ということでございます。1）は再掲でございますが、同一グループ内の提供条件の透明性の確保についてどう考えるべきか。2）MVNO の独自性発揮のために、卸電気通信役務の提供条件のさらなる柔軟化についてどう考えるべきか。

④端末とサービスの切り分け等による適切な競争環境の在り方についてどう考えていくかということでございます。

続きまして5ページ目でございます。こちらは固定系を中心とした記述になってございます。(3) 公正競争のさらなる促進を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化の促進。

まず現状でございますが、固定と移動通信の相互補完が重要となる中で、設備競争とサービス競争の在り方についての検討が必要。超高速ブロードバンド基盤の整備率は 97.5%である一方、その利用率は 49.9%にとどまっているということから、超高速ブロードバンドの普及促進、設備の利用率の向上が課題となっております。

これらを踏まえまして論点でございますが、①光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の競争政策の在り方ということでございます。設備競争とサービス競争双方の促進の観点から、NTT 東西の光ファイバーの接続ルールの在り方（ユーザー単位の接続料の設定の是非等）や、卸取引の在り方についてどう考えるべきか。②NTT 東西と競争事業者との同等性の確保についてどう考えるべきか。③超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスの実現のための環境整備の在り方。NGN のさらなるオープン化についてどう考えていくかという問題提起でございます。

続きまして6ページ目でございます。(4)、市場の環境変化を踏まえた NTT グループの在り方ということでございます。

1）は、これまでの市場の枠組みを越えた新たな動向が見られると。他方で2）でございますが、NTT 東西の FTTH の契約数のシェアは 71.4%、NTT ドコモの携帯電話の契約数のシェアは 44.1%と、いずれも NTT グループのシェアがトップに並んでございます。

これらを踏まえまして、公正競争の一層の徹底、あるいはイノベーション促進の観点から、市場

の環境の変化に対応した規制の在り方、特に NTT グループの在り方についての検討が必要だという考えでございます。

論点でございますが、①、1)、これも再掲でございますが、NTT 東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方についてどう考えるべきか。2)、1)と併せまして、NTT 東西や NTT ドコモ等のグループ会社を通じた、グループの一体的な事業運営の是非を含む NTT グループの在り方についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

続きまして7ページ目でございます。(5)、適切な競争環境の実現を通じた利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現ということでございます。現状でございますが、現在の競争は、新規の利用者を取り合い、囲い込むだけの競争ばかりが激しく、主要な通信料金は各社一律となっているなど、協調的寡占の色彩が強いということでございまして、利用者のニーズに適した多様なサービスや料金体系の実現が必要という考えでございます。

論点でございます。①過剰なキャッシュバック等による競争状況への対応ということでございまして、過剰なキャッシュバック等の販売奨励金慣行の是非や、その抑制の在り方についてどう考えるべきか。②端末とサービスの切り分け等による適切な競争環境の在り方としまして、利用者の多様な選択を可能にし、事業者による囲い込みを防止するための SIM ロック解除の推進等の在り方についてどう考えるべきか。③多様なサービス、多様な料金体系の実現に向けた環境整備についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

続きまして8ページ目でございます。若干毛色が変わりまして、こちら、世界に先んじて ICT を全ての人の手にとりという項目でございます。現状でございますが、例えば超高速ブロードバンドの整備率は 99.4%である一方、ブロードバンドが整備されていない地域も存在するという現状がございます。これを踏まえまして、社会的課題の解決や地域の元気に資するため、全国においてもビジネスが展開でき、誰もが便利に利用できる ICT 基盤の実現が必要だと考えてございます。

論点でございます。①利用機会が確保されるべき ICT 基盤の在り方ということでございまして、過疎化が進む地域における超高速通信の必要性や、固定と移動の相互補完の重要性等も踏まえまして、条件不利地域における ICT 基盤の整備・維持の在り方、特に対象となる設備、支援方策等についてどう考えるべきか。②利用機会が確保されるべき ICT 基盤の実現に際してのユニバーサルサービスの在り方。①と併せまして、ユニバーサルサービスの在り方。特に対象とすべきサービス、交付金・負担金の在り方等についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

最後のページになりますが、9ページ目でございます。2.安心して ICT を利用できる環境の整備ということでございまして、現状でございます。サービスに関する苦情・相談件数の増加・高止まり、あるいはサービスの料金複雑化等、利用者にとって課題となっております。これらを踏まえ

まして、常に利用者視点に立ちまして、より安心して利用できる ICT 基盤の実現が必要と考えてございます。

論点につきましては、(1)、1) 事業者の利用者に対する説明義務の在り方、クーリングオフの在り方、販売勧誘の在り方等、消費者保護ルールの見直し・充実についてどう考えるべきかということでございます。こちらにつきましては、別途開催しております ICT サービス安心・安全研究会と連携して検討してまいります。2) その他、ICT に関するリテラシーの向上や、個人情報の保護等を踏まえたビッグデータの利活用、あるいはデータ連携等による ICT の利活用の促進についてどう考えるべきかという問題提起でございます。

最後になりますが、世界中から訪れたいくなる国にということございまして、現状におきましては申し上げるまでもないのですが、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催、あるいはグローバル化の進展というのを踏まえまして、少なくとも 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会までには、我が国の魅力向上、あるいは発信の観点から、訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 基盤の実現が必要と考えてございます。

論点といたしましては、1) 訪日外国人にとっても使いやすい無料公衆無線 LAN の利用環境整備の在り方についてどう考えるか。2) 訪日外国人による海外端末持ち込みに対応した、MVNO による SIM の提供の促進についてどう考えるかという問題提起でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(山内主査) どうもありがとうございました。それでは、ただ今の案についてのご説明を踏まえてディスカッションということにしたいのですが、お聞きになってわかるとおり、問題がかなり多様であります。この間の特別部会のときも、かなり問題が広く、拡散じゃないですけれども、広範囲にわたっていると、こういうご指摘をいただきました。

それで今日は何を議論するかというところから始まるわけですけれども、議論はなるべく発散しないように、テーマごとに分けて議論をしたいと思います。今日はさっきから言っているように何を議論するかという回です。個別の論点の中身についてはまたその回ごとにいろいろ各議論していただくという機会になりますので、基本的には概略的な議論のお願いしたいのですが、もちろん中身に踏み込んでいただいても結構です。ただ、今申し上げたように、テーマごとに分けて少し議論をしたいと思います。

そこでまず最初なのですが、今ご説明いただいた中の 1 ページ目と 2 ページ目、これは将来の 2020 年代に向けた ICT 基盤の在り方ということで、この間もヒアリングのときにもある社長さんおっしゃっていましたが、これについてはみんな合意していると。将来どうなるべきかということについては、かなりの程度みんな一致した意見を持っていて、それをどう達成するかという政

策論のところは問題だと、こういうことですので、3ページ開いていただくと、3ページからはその総論になるわけです。

まずは(1)の総論、3ページですね。これについてご議論いただきたいと思います。ここには総論で課題として幾つかございますが、論点としては主要グループ間の寡占化の進展の問題とか、あるいは市場の枠組みを超えた新たな動向とか、こういう形での論点が並んでおります。これについてご意見、あるいはご質問でも結構です。ありましたら皆さんのほうから。辻委員、どうぞ。

(辻委員) まず総論ですが、その前に先ほどご紹介のありました基本原則の5つの原則等々から見ますと、総論にこれから入りますと、分析が狭い感じがします。

もちろん通信を専門とする総務省の通信政策ということではこれはぴったりですが、やはり基本政策委員会の設立の趣旨からいいますと、一番大事なのは、ブロードバンド等、電気通信インフラを使ってイノベーションを創出していく、あるいは成長戦略・経済成長につなげるのが大前提にあります。そこから、国際競争力、あるいは社会の課題を解決するために何が要るかという問題が派生していくと思います。

ところが、すぐグループ集約とか、通信市場だけの話に行ってしまう、論点が矮小化します。大きな視点から考えますと、まずこの全体部分には、最初に経済再活性化、成長戦略、イノベーション創出、あるいは便利な社会の構築、あるいは第3次IT革命とか、そのような高邁なものを入れて、それを実現するために競争政策があるとする必要があります。ここまで絞ってしまうと、細かいことばかりになってしまいます。

委員の皆さん方は大きな視点は念頭に置いておられると思うのですが、この論点整理ではその視点が欠落しています。全体、総論のところは、成長とかイノベーションとか大前提を期されてはと思います。

(山内主査) なるほど。そうですね。確かにこの総論で出てきたのが後で再掲されているということがあるんですね。それは総論だから再掲でもいいのですが、逆にいうと論点が最初から出てしまっているということですかね。もう少し社会全体へのインパクトとか、あるいはおっしゃったように、成長にイノベーションをどうつなげていくかという大きな視点をもうちょっと盛り込んでほしい。おっしゃるとおりなのかなと思いますけどね。

そのほか、いかがですかね。どうぞ。

(大谷委員) ありがとうございます。3ページのお話から少し戻ったところで恐縮なのですが、1ページで2020年のICTの役割のところ、言葉の言い回しだけの問題で済むのであればいいのですが、基本的な全体としての方向性を選ぶためにも、必要なベースとして一応意見を共有しておいたほうがいいと思いますので、一言申し上げます。例えば経済活性化のところに国際展開という

黒丸が一番下のところにありまして、技術・アプリケーションとオペレーションを組み合わせた ICT 産業の国際展開、これに反対する人は誰もいないのですが、おそらくこの国際展開という視点を入れたときに、ICT 産業を主役にするのか、それとも ICT 産業を使っていただいて日本のさまざまな産業が国際展開、グローバリズムに対応できる環境を整備していくのか、その ICT 産業の役割といったものをどう捉えるかにかかわってくる記述だと思いますので、できれば私は、ICT 産業ももちろん国際展開どんどんすればよいと思っているのですが、むしろ ICT 産業が主役とはならないのだけれども、他の産業に与える影響、一番上の項目は付加価値の向上とかそういったところに軸足を置いて書かれていますけれども、グローバリズムへの対応という観点での ICT 産業が、どちらかという脇役として支えていく国際化もあるのではないかという観点で、この問題は捉え直したほうがよろしいのではないかなと思っています。

それから同じページのところの地域の活性化のところの、上から2つ目の地域の高齢者活用ということなのですが、これはもう単純に言葉に違和感があるということなのですが、リテラシーを高めて高齢者にも活躍の場をとということではあるのですが、地域ということの枠で高齢者活用を考えるのか、それともそうではなく、あらゆる世代がこの ICT 基盤を使いこなして社会に参加するというそういう視点で捉えるのかといったことで、もちろん書いてあることは大賛成なのですが、どの枠に入れるかみたいな細かいことにこだわり始めると、かなり言いたいこともたくさん出てきてしまうので、最終的にこれはまだポンチ絵の段階ですので、全体的な報告書として取りまとめるときには、このような視点の多様性を取り込んだものとしていく必要があるのではないかと思います。以上です。

(山内主査) ありがとうございます。おっしゃるとおり、これ全体についてはそんなに反対ないので、書き方だとか何とかというのは報告書のところでいろいろやって。

ただ、今のお話の最初の点は重要ですよ。ICT が国際化するのも重要だけど、インフラで支えるという面もあって、ちょっとその辺はあれですね。こういうところでも書いておいたらよろしいのかと思いますけど。どうぞ、江崎委員。

(江崎委員) 関係するところですけども、グローバルと国際という言葉が混じっているわけですけど、この2つ、ものすごく違うのですよね。国際展開というときのやり方とグローバル展開というのは一見似ていますけれども、政策に落とすときにはかなり違ってきますので、そういう視点をしっかりと持つというのは具体論のときでは非常に特に重要になると思いますので、できれば「国際・グローバル」とか記載したほうがいいのではないかなという気がします。

(山内主査) ありがとうございます。舟田委員、どうぞ。

(舟田委員) 3ページの最初の1)ですが、3グループに集約し協調的寡占、これは移動を念頭に置

いた発言だろうとはわかるのですが、固定系は今日のご説明にありましたように1社が70%を超えるシェアを持っていますから、競争理論でいいますと、ちょっと古い言葉ですけどもガリバー型寡占、1社が大きくて、あとは小さいのが並んでいるという状況であり、大分違う。だからそれ自体が課題で問題だというよりは、そういう3社寡占、あるいはガリバー型寡占から生ずるさまざまな競争のゆがみなり、あるいは今日の5原則の最初にありました公正な競争ということをご実現していくか、そういうことであろうと思います。コメントだけ。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、三友委員。

(三友委員) こちらに書いてありますことはすべてそのとおりだと思うのですが、何となく方向感が定まらない感じがします。その理由は、目的が何なのかというところがいま一つ欠落していることにあるように思います。目的の設定によって手段は変わるわけでありまして、ここに書いてあることは全ていちいちそのとおりなのですが、お互いに相容れないこともあるように見受けられます。

例えば国際的なことを考えれば、国内市場のことばかり考えていたらだめなわけでありまして、そうすると国内市場ばかり集中して何かする議論というのは国際展開には不向きかもしれません。そういうことも踏まえて、先ほどの辻先生からイノベーションの創出であるとかのご発言がございましたけれども、もうちょっと何か目的感が欲しいという印象を持ちました。

(山内主査) ありがとうございます。まさにおっしゃったように、辻先生からのご指摘のところで、総論にしてはいきなり具体的な問題から入っているかなという感じがしてしまっている。もう少し目的化するというか、全体的に意識的なものが総論の中で生かされて、そこからだからこれが問題だとか、そのためにこうしなければいけないという議論をしないとまずいかもしれない。

(三友委員) そうでないと、この3ページにあるような事柄がなぜ最初に出てくるのかが分からず、非常に唐突な感じがします。これらが必要である、重要であるということの理由付けがないといけないと思うのです。

(山内主査) おっしゃるとおりですね。その辺をまた補強して、具体的な議論をしていく機会までには事務局に考えてもらいたいと思います。

これに関係してもいいですけど、ほかに何か。どうぞ。

(砂田委員) 今の議論に関係した話なのですが、(イノベーションを促進させるため、ICT産業の中で多様なプレーヤーによる分業・協業関係をいかに構築していくかを検討する際に) ICTエコシステムという考え方がございます。それによると、ICTエコシステムは、ネットワークエレメントをつくっているハードの会社、ネットワークオペレーター、プラットフォーム&アプリケーション&コンテンツのベンダー、さらに利用者の4つのレイヤーで構成されている。そして、かつては、コ

ンピュータメーカーを中心とするハードの会社と、ネットワークオペレーターの通信キャリアが市場で大きなパワーを持っていたけれども、現在はプラットフォーム&アプリケーション&コンテンツのベンダーへとパワーがシフトしている。そして、利用者もイノベーションに貢献するプレーヤーになってきた。ここまではどの国でも共通するが、ICTのエコシステムの在り方は多分国によって違うものなので、日本ではこういうふうな在り方がいいのだろうということ、1つ大きな日本らしいエコシステムってこうなんじゃないかという議論ができるかなと思いました。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。今のご意見も、先ほどの辻さんとか三友さんにつながる意見で、全体的な視点みたいなものをきちんと押さえようという1つのご提案と伺いました。

ほかにかがでしよう。関口委員。

(関口委員) 先ほどの大谷委員、江崎委員のご指摘の、国際化とかグローバル、ということについてずっと考えていました。話を戻して恐縮なのですが、国際・グローバルについて1ページ目にも書いてあることについてはそうかなという認識があるのですが、ただその一方で、例えば日本の会社が海外展開していったときに、それを日本の法律が規制するかという議論をするのですかということ、そうじゃないですよ。例えばスプリントを日本の規制下に置くのですかといったら、そうではない。

むしろ ICT の分野で何らかの形で日本発のデファクトスタンダードになるようなものを提示して、それがイノベーションをリードしていくのだという表現の仕方だったらよくわかるのだけど、やや抽象的に過ぎていて、日本の海外進出を手助けします、というニュアンスで取ると、ややこちらの本来期待していることと違う理解になってしまう。

少しいじわるな見方をして指摘申し上げているのですが、そのような誤解のないような表現にさせていただければと思います。以上です。

(山内主査) 両面があるのでしょうか。インフラとしての部分と、この産業自体が国際化・グローバル化するという部分。通常のインフラ事業者として、企業・産業の国際化を助けるという面では、それは別に外ではなくて、国内でインフラとして支援するということは多々あるわけで、その辺を含めてということだと思いますね。

そのほかにかがでしよう。結構いろいろ総論のところが出ました。確かにいきなり3社とかいうのも、と思います。どうぞ、酒井委員。

(酒井委員) 先ほど大谷委員、砂田委員がご指摘になったところとかなり近いのですけれども、要するに ICT といったときに、これは ICT のことをやるのか、by ICT まで含めるのか。ICT 産業そのものは大体日本の GDP の1割で、それをやるだけでもかなりのことにはなると思います。それと同時に、ICT といっても今の場合には、光ファイバーの部分とか USI からアーキテクチャーのところ、上

位のソフトウェアのアプリケーションも相当含んでおりますので、全体を言うと、議論がぼけてしまうのですね。

例えば ICT を非常に誰でも使いやすくするようにしてネットワークを使いやすくするようにしてということで、ネットワークをめっちゃくちゃ安くすればいいのかということ、その産業がおかしくなる。

やはり ICT 産業全体に目配りしながら、それを利用する部分が大きくなるように、というように少し絞ってもいいのかなという気がいたします。あまり by ICT のところ、もちろんこういうアプリケーションがあるからという話をするのはいいのですけれども、そうすると議論が少しぼけてしまふかなという心配もしております。

特によく学会なんかでも、by ICT という形でいろいろやると、既存の ICT の組み合わせだけでやるしか考えない人が結構いますので、いろんな新しいことやる場合でも、ICT そのものも発展していけるように学会では考えようという話をよくしています。

どちらにしましても少し ICT 産業全体が、国民と、それからあと利用者という視点から、両方もよくなるようにどうしたらいいのかというところをうまく考えていけばいいのかなという気がしております。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ。

(菅谷委員) 今、皆さんのいろいろご意見をお聞きしていて、私も少し全体的な枠組みの提示を最初にすることが必要かなと思ったのですけれども、情報通信産業をよくコンテンツ、プラットフォーム、ネットワーク、端末という垂直の4つの部門に分けて議論しますけれども、この個別論点は基本的にネットワークの話が多いと思うのですよね。

でも2020年ということを見ると、例えば端末がスマート化して行って、そこで通信系の情報とか放送系の情報がさらに活発に行き交う。あと、パーソナルデータの問題とか、いろいろな問題が2020年に向けて議論されている。

多分総務省さんのほかのところでもいろいろ議論されているようなところがあまりここに出てこなくて、いきなりネットワークの問題に入っているというところで皆さん違和感をお持ちなのかなと思いますので、そういう意味ではちょっと最初の出だしのところで、例えばコンテンツとあとネットワーク、端末というところでネットワークの議論に絞るといふのであれば、そういうところをもう少し強調していただければいいのではないかと思います。

(山内主査) ありがとうございます。まず、目標意識とか社会という全体との関わりをちゃんと書きましようというお話とか、目的の明確化というお話もありましたし、その辺を少し取り込むことで、いきなり具体的などころから入ってしまっているなというのが皆さんの印象ですね。

ただその場合でも、今酒井委員がおっしゃったように、あまりぼけないで、もうちょっと論点と
いいですか、対象をはっきりさせるというご意見もありました。菅谷さんのご発言は、4つのレイ
ヤーの中でどこを中心に見るのかというのちやんと書きましようという話で、大きなところから
だんだん絞り込んでいって問題を次に続けていくというストーリーが欲しいというのが皆さんの意
見だったと思います。その辺、もう少し工夫していただいて、次回の具体的な論点の議論のとき
にご提示願えればと思います。

それでは、思いのほかたくさん意見が出ましたね。先に進みたいと思うのですが、事務
局のほうから何かありますか。いいですか。

4ページのところはさらに具体的な話題になっていますけど、MVNOのさらなる参入促進を通じた
多彩なサービスの提供についてということで、課題、それから論点としては、開放ルールの事業者
の在り方とか、あるいは無線ネットワークの開放ルールの内容とか、あるいはMVNOへの提供の在り
方とか端末の切り分け等の問題が提起されていると、こういうことであります。

これについて全体のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。お願いいたし
ます。

(辻委員) ここに書いておられることについては、総論的な考え方では全然反対することではもちろ
んないのですが、ただ1点、若干気になる点があります。ここは方向性うんぬんに力が入っていま
すので、あまりネガティブな側面を最初から書くと腰が折れてしまうから書いておられないと思
いますが、ヒアリングの際、L2接続だと安全だという話をされた事業者がいましたが、やはりMVNOの
参入では、いろいろな事業者が入ってきて、ニッチなサービスを安い料金で提供する、これは非常
によいのですが、ただ安かろう悪かろうという事業者、諸外国で問題になっているヒットエンドラ
ン型のMVNO、つまりお客さんを取って、すぐM&Aで売却し創業者だけが儲けるものは排除できま
せん。そのような話を最初からではまずいですが、議論の中では全てMVNOがバラ色の世界ではない
ということは、やはり意識として共有していくべきだと思います。

(山内主査) ありがとうございます。

(関口委員) そこは私も、そういったヒットエンドランだけではなくて、MVNOについては参入を開放
することばかりに注力していると、価格的に相当安くなってきているし、膨大な量を一遍に、MNOの
ネットワークが維持できないほど借りてしまうというリスクがあったりというマイナス面もあるの
で、適切な利用の在り方ということについては、ここでしっかり考えていくことが大事だとい
うことですね。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。今は基本的にMVNOで競争を促進するというスタンス
ですけど、それもまたそれなりに弊害とか問題点もあるということですね。

ほかにかがででしょうか。どうぞ、江崎委員。

(江崎委員) 課題としても関係する 2020 年に向けていくと、特に MVNO に関していうと、国内仕様がグローバル仕様と大分違うというのが諸事情によって実は発生しているのがこの分野なのですよ。

これは多分、例えば端末のソフトウェアの問題とかはすごく出てきているので、そこは問題、課題というか、2020 年に向けて考えたときに、要は外国人が来たときに問題なく機器がアンバンドルのポリシーも含めてちゃんと動くようにするというのは、1つの大きな方向性になると思います。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。後半のほうの国際性の話がありますが、そこでの連携がここでも重要であるということですね。

何かありますか。どうぞ、平野委員。

(平野委員) 消費者の立場としましては、IT 弱者がたくさんいらっしゃるのですが、その人たちがやっぱり競争の中で不利益をこうむるのではないかとはいつもいつも思うのですけれども、そこは必ず念頭に置いてやっていただきたいと思います。

(山内主査) なるほど。原則の中でも、課題とかいろいろな各層・各者の視点ということで書きましたけれども、個別の論点の中でも、例えばこの MVNO でもそういう問題をちゃんと意識して議論する、ということでもよろしいですかね。

(平野委員) はい。

(山内主査) どうぞ、三友委員。

(三友委員) 論点の中の開放ルールのところなのですが、先ほど国際化の問題のお話をしていましたけれども、我々が、日本が国際に出ていくということは、逆に海外の企業が日本の中に入ってくるということとイコールなわけです。門を閉ざしておいて外に出ていくというのはいり得ないので。

当然、国外市場が競争的になっていくということは望ましいことなのですが、そのことと、日本企業が発展することとはまた別の意味を持ってくるかもしれません。別に国粹的になる必要は全然ないとは思いますが、基本的には我が国の消費者の視点に立って何が一番いいかということを考えるべきだと思います。そういうもろ刃の剣であることもやはり意識しておかないといけないかなと思うところです。

(山内主査) なるほど。さっき辻先生がおっしゃったこととも通じていくようなことだと思いますね。どうぞ。

(辻委員) 今のお話を聞いていて、以前からヒアリングで、MVNO の開放の相互性というのですか、日本は海外の MVNO 事業者の参入を拒否できないことになっていますが、諸外国は国際 MVNO の参入を拒否できる制度になっています。だから日本にはすべて参入できるが、外国は要らない MVNO は参入を拒否できます。この相互性の問題が以前から議論されていたと思いますが、これを入れていただ

けるとありがたいです。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。それではほかはいかがでしょうか。事務局から何かありますか。特によろしいですか。

今 MVNO についてはいろいろこれもご指摘いただきましたけれども、やっぱり最初にありましたように、これプラスの面だけじゃないというのは重要なご指摘で、気をつけるべき面もあるのだということでも幾つかご指摘ありました。

そのうちの1つは、今平野さんがおっしゃったように消費者の視点というのもあるかと思えますけど。それから国際的な問題もあるということで、そういうことを意識するというのがポイントですかね。

あとは具体的な問題については、また個別に議論すると。よろしいですか。じゃあまた何かありましたら後ほど全体で議論していただくこととして、次は5ページですね。5ページの公正競争のさらなる促進に向けた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化の促進というものがあります。

それと関連しますので、6ページの(4)になりますが、市場の環境変化を踏まえた NTT グループの在り方というのがございます。この5ページと6ページ、まとめて議論していただきたいと思えます。これにつきましてもお気づきの点ご指摘いただければと思えますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

(石戸委員) 私はこの5ページ目の、利用率は49.9%にとどまっているのが非常に気になっております。利活用の促進にどうつながっていけるかということも、もう少し論点として練らなくてはいけないのではないかなと思えます。

どういう事業者がどういう競争状態にあるかということも大事なのですけれども、消費者の観点からすると、それ以上に、料金だけではなく、やはりどれだけ豊かで便利なサービスというのが利用できるのかということに関心があるのではないかなと思えます。これまで提供側の話がほとんどでしたが、教育や医療や災害対応といった観点から、この議論というのがどういう意味を持つのかということに関して、もう少し議論を深められるといいのではないかなと感じました。

(山内主査) ありがとうございます。確かに、利活用という面から見てどういう意味を持つのかとか、さっきからご指摘の1つ1つでは、何か大きな目標のためにどうしたらいいのだという、そのところの議論がいまいち見えてこないというのが委員の方のご指摘かなと思っています。今のご指摘もそうじゃないかなと思うのですけど。

ほかはいかがでしょう。どうぞ、平野委員。

(平野委員) これは質問なのですけれども、「強靱な」とか、「強靱化」とかいったことがよく出てくるのですけれども、光について、災害時の光というのはいかがなのかなということが知りたいと思いまして、教えていただけたらと思います。

(山内主査) わかりました。強靱化って、実はこれは特別部会でも特別委員の間から出たことなのですけど、事務局、いかがですか。これはどういう形で書かれているのかということと、具体的に光についての強靱化というのはどう考えたらいいのかということですが。

(事務局) 災害が見込まれる我が国において、冗長性とか多重性をどう考えるかという意味で掲げさせていただいております。

(山内主査) その意味では光1本だけ通っているのも難しいので、リダンダンシー、つまり冗長性があって、その強さがあるということですね。この間もご指摘が出ましたのは、例えば鉄道なんか相互乗り入れをして同じ線を複数で使っている、あんなものも強靱化に役立つのではないかというご指摘もありました。電気通信でそれが本当にいいかどうかわかりませんが、そういうご指摘もあったということです。

(平野委員) 電源を使っていると思いますが、電気が災害時には。

(山内主査) 災害時に電源が落ちた場合どうなるのかということですね。

(平野委員) そうですね。バックアップはとっているのでしょうかけれども、どうなるのかなとちょっと疑問なのですが。

(山内主査) なるほど。具体的にその辺どうなのですか。技術的な問題として。

(事務局) ご質問いただいた災害時の電源のバックアップでございますが、主要な場所についてはきちんとバックアップをとるような準備ができております。それから建物自体の強靱化をしていただくということもございます。また、回線の冗長化や、はしご型というのでしょうか、どこか1カ所が切れてもつながるように光のネットワークをつくるときに工夫するということや、ネットワークの運用の連携ということで、それぞれについて工夫していただくような形で今進めております。

(酒井委員) 今おっしゃったのは、家庭の100ボルト電源の話です。電話の場合には停電しても聞こえますけれども、光は停電しちゃうと、家庭のバッテリーがあればいいんですが、ある程度時間が経ってしまうと、最終的にその家庭ではだめになりますよね。それについては当初はそうだったのですが、今はフラップか何かするようにしているのですよね、確か。

(事務局) 各ご家庭の端末のほうのところについては、すみませんが、もう1度確認をさせていただければと思います。

(酒井委員) 主なところは、光の局は停電になったときに前回の東日本大震災では最初に電源が切れて、バッテリーで運用して、その次に確か自家発電機でやったのですけれども、そのうちに油が切

れたらもうだめになったと、当たり前なのだけれどもどうしようもない話になってしまいますね。

(菅谷委員) 強靱化ということですが、あと例えば迂回ルートがどのくらいあるかとか、インターネットを前提とした場合には、国際通信ネットワークという部分もかなり頭に入れておかないといけないと思います。この前の東日本大震災のときでも、東日本の海底ケーブルが5系統あったので、4系統切れても1系統あったし、残り5系統は西日本のオフラインという形で、やっぱりネットワークの重層化といいますか、それが非常に大切だと思うのですよね。

そういう意味では、都会ですとケーブルとか、あとLTEとかNTTの固定通信とかがたくさんあるのですけれども、離島とか北海道のかなり小さな札幌から離れたところに行くと、今でもISDNだけみたいなどころがあると思うので、そういうところについても多少考慮するような書き方が必要かなと思います。

(山内主査) よろしいですか。また具体的なことがわかったら事務局のほうからご報告していただきます。ほかにこの点に関して。どうぞ、大谷委員。

(大谷委員) (3)のところは、公正競争のさらなる促進というのが手段であって、目的はブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化ということなのですが、そうしますと論点の中に競争政策については基本的に書かれていると思うのですが、今話題となっている強靱化の視点といったものが足りないように思います。1つの事業者における冗長性・多重性の確保といった取組については、既に各事業者の努力によって相当実現されていると思いますが、例えば競争政策と設備競争の在り方、あるいは強靱化という観点からのキャリア・ダイバーシティといったことについて、あるいは競争政策とか、あるいは自由化・規制撤廃といったことと、相反する利益を取り扱うことでもあります。ほかの箇所でも取り扱う論点かもしれませんが、強靱化という観点から競争政策とのかわりを、どちらの政策課題を優先させるべきか、あるいはその他の論点がないのかといったことは、ここでも取り上げる必要があるかだと思います。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、三友委員。

(三友委員) 全体をざっと見ていたのですが、1つ気になることがあります。スライドの頭にタイトルがあります。「情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方」というのが①から⑤まで続いているのですけれども、このスライドに書いてある議論が、情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のためにあるのかどうかということは、ちょっと検討していただきたいのです。

その下のサブタイトルが、「世界一ビジネスがやりやすいICT基盤」となっていますが、ビジネスのためにやる議論なのか、この後ユーザーの話も出てくるのですけれども、何だか違和感を覚えなないこともないので、ご検討いただければと思います。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。そうですね。マーケットに任せてうまくいくというときに、誰のためという社会全体のためというのが基本で、そこから出発しないといかんということですね。

(三友委員) もちろん産業も大事なのですが、最初にそれが来ていいのかどうかということは考えなければいけないかなと思いました。

(山内主査) ありがとうございます。事務局とも確認をさせていただきます。そのほか、いかがでしょうか。特にあれですか。かなりこれ、具体的な難しい問題ですので、個別論点の議論のときにご意見を伺うということになるかと思いますが。

それでは先ほども言いましたけれども、何か全体を見回して議論いただくということも最後のほうでできると思いますので、順序だけ先へ進ませていただきますけれども、次は7ページ目ですね。この問題。ああ、どうぞ。

(事務局) すみません、三友委員がいらっしゃる間に。今ご指摘いただいた点は、いろんな我々も切り分けが非常に悩ましいところなのですが、もともと諮問申し上げたときに、幾つかの項目の中で議論の整理をするためにということで、産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方というものと、利用機会の均等確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方ということである程度少し切り分けて、そういう両方の視点がきちんと切り分けられるわけではないのですけれども、特に競争政策自体が産業に資する面と、あと利用者の利便性に資する面、両方の側面があることは認識しております。

ただ、その中でひとまず例えば大きな目標を十分に、抽象的で申し訳ないのですが、ビジネスしやすい環境の実現だとか、あるいは安心して利用できる環境の整備だとか、そういう視点を入れつつ、それぞれの項目に議論の項目を落とし込んではいるのでありますが、おっしゃるとおり、1つの視点ではなくて、いろんな視点というのを絡めながら議論していかなくちゃならないと思っておりますので、今後そこら辺を工夫させていただきたいと思っております。

(山内主査) ありがとうございます。この大きな見出し、例えば各ページ大きな見出しのところは包括的なものにしておいて、小見出しのところでおっしゃったように、事業のための施策なのか、あるいは安心・安全のための消費者のための、そのくらいの分け方のほうがいいのかもわからない。後でまた議論させていただきます。

それでは戻ります。7ページで、適切な競争環境の実現を通じた利用者のニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現ということです。これについてのご意見、いかがでございましょうか。いろいろ話題になったキャッシュバックの問題なんかここにありますけれども、キャッシュバックの問題というのは、ある意味では一時的な問題でもあったとは思いますが、潜在的

にそういう料金の在り方というのは非常に重要なところで、それをここで議論しようということでございます。

いかがですか。基本的に総論のほうは議論しやすいですけどね。はい、どうぞ、辻委員、お願いします。

(辻委員) この料金体系の問題については、政策的に公平であるか、あるいはユーザーの視点に立っているかは、議論はできますが、実際にそうなっているという証明がないとうわずった議論になります。今までこの料金については、キャッシュバックもそうですけれども、基本的にデータなしで、印象等々から、料金がなくて消費者が困っているという話で進んでいます。

データ等々の何か分析がないと、やはり踏み込んだ議論ができないので、原則論でユーザーに考慮した料金体系の確立ということで終わってしまいます。ではそれがどこまで一般ユーザーが不利益を被っているかとなると誰も言えない。こういう話は非常に専門的なところに踏み込まないと、やはり総論的な意見にしかならない。

いろんな連携サービスの割引が、諸外国では千円以下となっているが、日本は千円を超えているといった議論が出ていますけど、それではユーザーがどこまで便益を得ているのか、事業者がどれだけユーザーから連携サービス料を補填しているのか分からない。

以前、北さん（野村総合研究所）が若干大まかな数字を言われましたけど、あくまで北さんの推計であります。やはりそのデータの提示がないと印象論になるから、その辺が議論の仕方が難しいと思います。

(山内主査) なるほど。おっしゃるとおりですね。そうですね。この間、北さんが自分なりの計算をされて、あれはあれで1つのエビデンスだと思いますけど。どうぞ。

(江崎委員) 利用者というところで考えて、利用者視点の原則というのはすごくキーワードとして重要だと思うのですが、2020年を見たときに、外国人というのが書かれていないのと、外国からの輸入した機器みたいな話が全くここには考慮されていない。それが今一番我々困っている問題でもあるのですよ、実は。

なので、それを課題のところに、特に2020ということからすると、日本国民を超えた外国人を含めた利用が可能、というのが課題として出てくるといいのではないかと思います。

(山内主査) 江崎さん、ありがとうございます。酒井委員。

(酒井委員) 先ほどの続きみたいな話ですけども、要するに先ほど消費者の観点から、あまり知らない消費者の損にならないよという話だったのですが、そのとおりなのですが、どんな場合でも利口な消費者はもうかるのですよ。私よりも若い人のほうがはるかにうまくやっていますし。

その辺の兼ね合いのところを、そうはいつでも賢い消費者はもうかるのは当たり前なので、知ら

ないからといってあまり大損しないようにというように、うまい兼ね合いの制度をつくるのが結構これは難しいという印象を持ちました。

(山内主査) そうですね。情報を持った賢い消費者はそれなりに得をするということで。でも大げがしないというセーフティガードみたいなのは、必要なのかも分からないですね。

(菅谷委員) 今辻委員がおっしゃったような、具体的な数字をもとに議論をしたほうが良いというのも大賛成なのですが、ここではでも過剰など書いてあるので、事務局のほうでもし何が過剰かという定義がもしあれば教えていただきたいなと思いました。

それからもう1つ言えるのは、通信事業というのは古い言葉と申しますか、いわゆる公益事業ですよね。エネルギーとか交通とか。だから一般の事業とは違う、日常生活に必需のサービスを提供している事業の中での販売方式で、キャッシュバックというものがこれだけ存在していて、社会的にも結構議論になっているというところは、ちょっとほかの産業とは区別して見たほうが良いのではないのかなということ、個人的な感想として持っています。

(山内主査) ありがとうございます。それじゃ、この過剰などという言葉について。

(事務局) 言葉が確かに踊っている可能性があります。今後、個別の論点に入るときに、もしデータ等がお示しできるのであれば、またお示ししようと思っています。

(山内主査) 舟田委員、どうぞ。

(舟田委員) この論点①、②、③が論点でいいのかということ議論しているわけですけど、私はもう1つ、④として付け加えるべきではないかなと思う点があります。安心・安全研究会ではおそらくもう既に議論していることだと思うのですが、ここの7ページを見ますと、多様なサービスとか料金体系とか、③もそうですね、ということですが、逆に皆さんよくご存じのとおりで、この料金体系がものすごく複雑過ぎる。だから消費者は本当に選択できるのかということがあるのだらうと思いますね。それは料金体系でもものすごくいろいろな割引があるとか、端末も多機能過ぎてよくわからないのに選ばなきゃならないとか。

店頭へ行って機種変更をしようと思うと、実は通信サービスではなくて、アプリの説明を聞かされる。こういうのがありますが、こういうのがありますが、どうですか、と。

つまり本来は公益事業、さっきの菅谷さんの話だと、公益事業というのは通信ですよ。しかし商売ですから、いや端末も、あるいは、アプリもということで、1つ契約するときにはちゃんと質問をすると30分から1時間近くかかってしまう。そのうち頭がガンガンしてきて選択できない。わからなくて。

こういうことなので、そういう意味では、シンプルな選択とは何か、本当はそこから積み上げていくべきだと思いますけれども、消費者の実質的な選択が可能になるような売り方というのはない

か。これは私の毎回、自分の弱みですけれども考えていることなので、考えていただければと思います。

(山内主査) ありがとうございます。さっきから議論になっている、消費者をどう見るかというものもこのところで論点として出てくるわけで、今おっしゃったようなところがまさにそれかなと思いますけど。

いろんな公共料金のお話をするとき、料金が複雑なもの代表例が通信料金ということになっていますね。どうぞ。

(事務局) 安心・安全研究会の事務局でございます。ちょっと議論をご紹介だけさせていただきますと、今出ました説明の関係でございますと、例えばわかりやすさという中で、もう少しブレークダウンした説明、高齢者や未成年への説明が、その能力なり経験に応じたものができていないのではないかということでありましたり、あと自らが契約した契約内容が、はっきり文書、書面でわからない場合があるのではないかとありますとか、あるいは通信速度やエリアに関する広告がわかりにくい等、そういった議論が進んでございます。

(山内主査) ここではやっぱりそういう重要な視点であるということは認識をして、論点には入れると。そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

では一応また進ませていただきますが、次に8ページですけれども、世界に先んじて ICT を全ての人の手にとということと、あとは9ページのところで、安心して ICT を利用できる環境の整備。それから世界中から訪れたいくなる国にとということ、こちらのほうは利用者から目線での安心・安全ということ、あるいは利用のしやすさということ念頭に書かれておりますので、この3つをまとめてご議論いただきたいと思っています。

これについていかがでしょう。どうぞ、辻委員。

(辻委員) 1の世界に先んじて ICT を全ての人の手にとという箇所ではありますが、このユニバーサルサービスの在り方は、論点の②にありますように、ブロードバンドをユニバーサルサービスにするかどうかは、理念とか目的意識とかから出てくるものです。従って、ここをきちんと議論せねばならないと思います。

黒電話がユニバーサルサービスになったのは、ネットワークの経済性、つまりみんなが電話でつながるとということ、緊急通報とかいうようなサービスは、基本的なものであること、これらが理念にあり、その負担も電話番号をもつユーザー全員が負担するというところで、国費というのは原則的に入っていません。

今まで、このユニバーサルサービスに関する総務省の説明では、ブロードバンドを全員にとという目的は電子政府の確立であり、これが使える地域と使えないところがあれば、やっぱり不公平にな

るというものでした。こうなると議論は黒電話のとはコロッと変わります。つまり、そういう目的のためにブロードバンドが必要となると、その費用を携帯電話とか黒電話のユーザーが負担するのは、少し論点が異なってきます。ここまで踏み込んで議論するとなりますと、かなり原則論でもめる。アメリカのように僻地の病院とか学校もブロードバンドでつなげるとすると、別途資金が関連省庁からも拠出されています。日本の場合ではこれは難しいと思いますが、総合的に検討しないとけない。細かな論点になりますと非常に難しい問題です。

(山内主査) なるほど。ありがとうございました。どうぞ、舟田委員。

(舟田委員) このユニバーサルサービスを現行からもう1段ランク上げる、ブロードバンド化というものは非常に難しいテーマですけれども、ユニバーサルサービスという言わば正式の制度ではなくて、実質的になるべく多くの地域なり多くの方にブロードバンドを利用していただくようなことを考える。何か最初から妥協案を示しているようではありますけれども、しかし実質的にはそういうこともあっていいのではないかと。

さっき言おうかなと思っていたのですが、5ページに強靱化の前に低廉化というのがあります。低廉化がやはり私は鍵ではないかと思うのですね。

例えば、おそらくこういう答申を書くときはなるべく格好いいのを書きたいから、光先進国とかLTE これだけというのが出てくるかもしれませんけれども、他方でこのような条件不利地域とか、あるいは所得が低い方の対策として、やはり安いものが大事ではないかと思えます。

そういう意味で私、ヒアリングの中でADSLのお話を久しぶりに伺って、久しぶりって失礼かもしれませんが、やはり大事じゃないかなという気がいたしますね。

それから移動については、どうも私どもスマホばかり考えて、スマホだとどうしても月6000円以上かかりますよね。しかし従来型の端末で一番安い料金体系もあるようで、そういうものを自主的にいろんな方に使っていただくというのも、ユニバーサルサービスに近い、あるいはその実質的な利用機会の確保として、役所としては当然やっていいのではないかなという気がいたしております。

(山内主査) ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。

(酒井委員) 今の舟田先生のご意見に近いのですが、やはり要するにお金さえあつたらこれは100%引けばいいんですけれども、とにかく条件不利地域というのは何にしてもお金がかかることだけは間違いないわけですね。

この間徳島県の知事さんがおっしゃっていましたが、その市とか県のプランニングと一緒にやらないと、ここはこうやっていくのだから、じゃあ一緒に引こうとか、そういう形にしないと、だんだんだんだん人がいなくなるところに、これは絶対引かないといかんとやっても、あまり意味が

ないので。

そのあたりをユニバという1つの制度がありますけど、それでいろんなものを集めて、それから各県、地方自治体の町をどうするかという、そういうプランニングと一緒にやれるような何か体制ができてくればいいんじゃないかなと思うので、そういうことを最後に提言に書いて、しかもきちんとユニバはここまでの役割をすると、そうなればいいなとは思っております。

(山内主査) ありがとうございます。これはユニバの委員会としてずっとやってきたわけですけど、菅谷さん、委員をされていますのでちょっとご意見を。

(菅谷委員) そうですね。今皆さんがいろいろお話になったのですけれども、今一応ユニバーサルサービス制度ってありますけれども、それ以外にも携帯端末等に対する補助制度とか、あと今酒井委員がおっしゃったようなケーブルテレビに対する県からの補助事業とかもあるかなと思いますけれども、そういうものが総合的に合わさった形で、この利用機会が確保されるということが重要じゃないのかなと思っています。

ですから現行のユニバーサルサービス制度をどうするかという議論とともに、それ以外に、こういうデジタルデバイド解消に向けてどんな方策があるのかということを考えていくことも重要なと思います。

それからあともう1つ、9ページのほうに行くと、訪日外国人にとっても利用しやすいというようなことがありますけれども、SIMの提供とかもありますし、あと日本は比較的諸外国に比べるとプリペイド携帯の普及率が非常に低いのですけれども、そういうものをどう考えていくのかみたいなことも論点の1つになるのかなというようなことを思いました。

(山内主査) ありがとうございます。どうぞ、江崎委員。

(江崎委員) この8と9は全ての人というわけで、基本的にはこの議論はユーザーだと思うのですけど、総論のところ議論している最後のほうの、例えばドコモ東西の禁止行為とか事後規制の運用に関していうと、これ人じゃなくて、いわゆる使うコーポレートというか、法人のお話が多分具体的なところが抜けているような気がしたのですけれども。

(山内主査) 前のほうの議論でも誰がどう使うとかという視点が抜けているという、そういうお話。

(江崎委員) ええ。これ、人はここでカバーされていますけど、インフラを使う、いわゆるアプリケーションプレーヤーがどう使うかという話のところですっぱり抜けているような気がします。

(山内主査) なるほど。最初にあれですよ、菅谷さんおっしゃったように、4つのレイヤー、一体どんなふうになっているのかというのをまず見せた上で議論をします。その中で今江崎委員がおっしゃったように、その関係性というかな、それを議論していくという必要がありますね。ありがとうございます。そのほか、いかがですか。どうぞ、大谷委員。

(大谷委員) 言葉の言い回しばかり気にしているようで恐縮なのですが、8ページのところでいいますと、この課題をどう受けとめるかというのは、この(2)のところで、全国においてビジネスが展開できるということを目指にするのか、それとも、生活支援というか、生きていくために必要な情報を得るということを目指設定にするのかによって、実現するICT基盤のレベルが全然違ってきていると思うのですね。

高い目標を持つことについてはもちろん賛成ではあるのですが、その負担ということを考えて、これが必要となるとまで断定できるのかなといったところは多少の疑問があります。

もちろんビジネスを展開しようと思っている方をたとえ過疎の地域であっても支援するような仕組みというのは、この議論の外におそらくあると思いますけれども、地域活性化といった各自自治体の施策とかそういったところと共同関係、連携を深めるというようなことで可能になるとは思いますけれども、このICTを全ての人の手にとったときの目標として、ビジネスの展開というところまで見込むのかどうかといったことについては認識を共通にしておいたほうが良いような気がいたします。

(関口委員) 理念として認識できるというのはこの会議の重要なことではあると思うのですが、ただ、今大谷委員がおっしゃった、ビジネスが展開できるようにするのか、生活支援の一環としてユニバーサルサービスを維持しなきゃいけないのかという視点で、随分大きな開きがあって、条件不利地域に競争事業者が進出するってほとんど期待できないというようなエリアがいっぱいあるので、そこで最低サービスを保証するということがユニバの基金の基本的な考え方ですよ。そこについては地域間補填をするという形で、競争が成り立っているところの人たちも共同に負担していると。

だからそこで競争事業者が条件不利地域にどうやって参入できるかどうかを議論するかということとは、若干フェーズが違うわけです。そのすり合わせって結構これからたくさんの中の1つとしてやるには、すり合わせのためのエネルギーって十分なのだろうかというのは感じられるのですよね。

だからその意味でいうと、先ほど辻委員もご指摘になっていらっしゃいましたが、ユニバーサルサービスとしてこれから何を維持するかというのは、もう1度ここは確認しなければいけないと思うのですね。

少なくとも現行のユニバーサルサービス制度のときの判断としては、電気通信音声サービス以外のサービスを合わせ技で持っているときは、除外して対象役務に入れていないのですよね。

電話だけが単体のメニューとして用意されている場合には、そこも補填対象で考えるという形になっていて、IP電話も一部入ってきていますけれども、例えば自治体IRUが補助金でインフラを整

備して、上物について電気通信事業者に管理してもらっているときには、これはトリプルプレーが当たり前になっていて、これはユニバ対象になってこないというようなこともあるわけですね。

だからこれから今後の、現状のユニバーサルサービス基金制度から離脱して新たなユニバーサルサービス制度を立案するときの、ユニバーサルサービスというのは何なのかというのは、これはやっぱりもう1回、新しい制度をつくるに当たっては定義づけしないとイケないし、そのことは相当エネルギーが必要だなとは思っていますね。そこを歯止めをかけないと、アメリカのようにエンドレスになってくると思う。

だからここは慎重に、制度を拡大するかについてはその議論はしなきゃいけないところだと思うのです。

(山内主査) 多分おっしゃっていることは、だからそういう共通の認識を持とうというお話だと思うので、その次にどう拡大するかというのは、またここで議論するということですね。

(関口委員) だからその意味で、ユニバーサルサービス制度は随分現状も将来も、今までずっと議論してきたわけだけど。

(山内主査) そこはちょっと、事務局にも私が聞きたいのだけど、ユニバの問題はずっと議論して、ここにも大家もいらっしゃるのだけど、それをここでどう扱うのかなという、過去とのつながりの中でその辺はどう考えているのでしょうか。

(事務局) 過去、ユニバーサルサービス委員会というのがございまして、ご審議いただきました。この当委員会で引き取る形で、ユニバーサルサービス制度の在り方、今後の2020年を見渡したユニバーサルサービスの在り方について、この委員会で引き取る形になってございます。

今後、個別論点の中でどこまで広げるか、あるいはユニバーサルサービス制度という形ではなくて、あまねく全ての人の手にとりいう中で、違う制度を考えるか、議論をしていただきたいということとでございます。

(山内主査) 結構大変だね。ただ、議論の蓄積があつて、状況も技術状態も変わっているわけですから、それを前提にして議論をするということとでございます。どうぞ。

(砂田委員) ちょっと素人の意見だと思うのですがけれども、過去10年、20年、30年で、全世界でインターネットにアクセスする人口がものすごく増えて、何十億になったと。今後10年、20年、30年と考えると、全世界の人がもしかするとあまねくインターネットにアクセスする時代になるかもしれない、それは山の上からでも海の底からでも、船からでも飛行機からでもインターネットにアクセスするかもしれない。そう考えた場合、社会的格差はいつの時代でも残るような気がするのですが、もしかすると地理的格差の問題というのは技術のほうで何か解消できるのではないかと思います。こういう場所だからこそ最先端の技術開発とか研究開発に投資するという発想がよいのでは

ないか。どうせ資金は利用者全員や納税者が負担することになるので、古い技術のメンテナンスに多くの経費を投入するよりは、地理的に不利なところでうまく通信、インターネットに接続できる技術のために資金を投入したほうが良いのではないか。そういう技術が確立されれば日本が世界にも貢献できるのではないかというような、すいません、ちょっと素人の発想なのですけれども、そんなふうに思います。

(山内主査) なるほど。

(菅谷委員) 今の砂田委員のお話からいうと、日本は過去に既にそういうことを結構やっていて、実は今インターネットっていうと、電話線もそうですけれども、ケーブルのほうがさらにブロードバンドのサービスを提供できると思うのですけれども、日本って世界の中で唯一、独立系のケーブルネットワーク事業者が非常に元気なちょっと珍しい国だと思うのです。それをいろいろ見てみると、いわゆる郵政省時代からケーブルテレビ事業者に対する補助とか利子補給とかいうのがあって、それでかなり地域の事業者が成長してきたというのがあるのですよね。

ですから、ほかの国ですとケーブルテレビ事業者が3つとか4つのMSOに統合されているということなのですが、日本では逆にMSOの数は少なく、地域の独立系のケーブル事業者が多い。

そういうところが結構高コスト地域で頑張っているという状況があるので、そういうことを踏まえると、そういう事業者に今後も頑張ってもらいたいというような施策は必要かなと思いますけれども、公的資金も限られていると思いますので、そこはいろいろ工夫が必要かなと思います。

(山内主査) どうぞ、江崎委員。

(江崎委員) インターネットの話でしたので、そういう意味でいうと、いわゆるインターネット・コネクティビティが必要だということは大震災のときに認識をされて、一方で電話による会話も非常に重要だということで、僕の認識では、そのためにいわゆるボイスメールというか、留守電を、ユーザー的には普通に話をしているようにとっておいて、後で音をちゃんと流してあげるといったサービスをやりましょうという方向に動いているというのは、少し今までとは違う意味でのユニバーサルサービスに近い。

いわゆるデジタルビットがちゃんと全てのエンドユーザーまで到達する、そのときに音声の直接の会話がリアルタイムでできるというよりも、インターネットに接続できる、それから会話をちゃんと残せるというのが非常に重要だというのが認識をされたのが今回の3.11で、そのための施策を総務省さん中心におやりになっているという認識だと思います。

これをではユニバにするかどうかというのは、ユニバの専門家の菅谷先生のほうが多分詳しいと思いますけど、1つのポイントだと思いますけどね。

(山内主査) よろしいですかね。ここについても幾つかご議論出されましたので、事務局のほうで少

しまとめていただいて、リバイズしていただければと思います。

それでは一応今までのところ出たのを、それぞれ個別の論点について、テーマについてはご議論いただきましたが、先ほど申しました、最後に追加的に、全体を見回して何かご発言があれば承りたいと思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ、江崎委員。

(江崎委員) 基本原則の最後の利用者視点というのが、いわゆるエンドユーザーを中心に書かれているように思うのですが、さっきちょっと言った、それを使うコーポレーションというか、自体も利用者として見ていくというのは、いろんなルールを考えていくときにとても重要なポイントになっていくだろうと思いますので、そのあたりがちょっと抜けているのかなという。

全体のデザインをするときに、提供者側の論理ではなくて、それを使う側の論理というか、そちらをちゃんと重視しましょうというのが入るか入らないかというのは、かなり大きなポイントではないかと思います。

そういう意味で、5原則に利用者というのを少しアットラージュに考えていくと、いわゆる人というヒューマン・ビーイング以外のものまで含めた考え方というのが多分いいだろうと。

これは実はアメリカの FCC のルールの中にはまさにそれが書かれていて、エンドユーザーが使う権利があるというのと、競争事業をやる権利がサービスをする権利を持っているというようなことが書かれているのは、まさに利用者視点でルールをつくっているところだと思います。

(山内主査) ありがとうございます。

(菅谷委員) 今のお話は、ネットワークから見た上位レイヤーじゃなくて、下位レイヤーのほうのエンドユーザーでしょうか。

(江崎委員) 両方実はありまして、例えば設備を使う権利を持っているとかというのは下位レイヤーですよね。1つあるのは、例えばその昔かなり紛糾したのは、ハードウェアを使う権利を競争事業者を持たせるかどうかというのは、例えば ADSL のときはそうですよね。あるいは設備を置ける権利を持たせるかどうかというのはレイヤーの高い話じゃなくて、同等もしくは下のレイヤーに対しても同じようなことがあります。

(山内主査) 辻委員、どうぞ。

(辻委員) 今江崎委員から基本原則に触れられましたが、これは作られたとき、5つは順不同ということですか。それとも何か優先順位があるのでしょうか。

(山内主査) 一応流れの中でこういう形かなと思いましたが、特に何が重要だとか先だということはないと思っています。

(辻委員) 2のほうで、どちらかというと最初に出てきて、そこから3が次に出てくるものだと思います。もし変えられる可能性があるのだったら、変えられたほうが流れは合うと思います。

(山内主査) なるほど。ありがとうございます。検討しますが、一応部会で承認したので。特に部会で米倉先生も一番先にイノベーションと言わなかったのです。

ほかにいかがでしょうか。東海先生、何かいかがですか。

(東海委員) これまで少なくとも10年ぐらいさかのぼってみますと、私もさまざまなことを見聞きして、通信基盤の整備にかかわってまいりました。こういう形で全体政策を見直すというような状況というのは、そんなに多くはない。やっていなかったわけではないのですけれども、そんなに多くはなかったと思います。

そういう意味では、いろいろなテーマがいろいろな専門の各委員から出てきて、そしてそれを見直そうという形でご発言があることは、素直に承っているというのが私の役割だと思っているところでございます。

(山内主査) ありがとうございます。そのほかありますでしょうか。どうぞ、大谷委員。

(大谷委員) 具体的な何かアイデアがあるわけではないのですけれども、この電気通信政策ということでは一通りのことを網羅していると思うのですが、やはり情報通信関係ということだと放送といったことも視野に入れなければいけないかなと思っておりますので、こういった課題を解決するために放送政策との関係でまた見直すべき論点などがありましたら、この中で拾い上げていくことも必要ではないかと思っております。

個別に何かこれが具体的にということがあるわけではないのですが、特に並行して行われている電波政策ビジョン懇談会などでもそういった問題意識を持っていますので、その点と連携していければと思います。

(山内主査) ありがとうございます。よろしいですか。

それでは今日は個別論点についての案を議論いただきました。大変貴重な意見をたくさんいただきました。改めてここで全部まとめることはいたしませんけれども、それぞれの項目について事務局に再度整理をしていただいて、加えるべき点は加えるということと、明確にすべき点は明確にするということをお願いしたいと思っております。

この次からは各項目についてさらに深い議論をしていただくということでございますので、皆様のご協力をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは今後の日程につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局) 次回の基本政策委員会は、5月30日金曜日の午後4時から、こちらの8階第1特別会議室にて開催予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(山内主査) それではよろしく申し上げます。それでは少し時間がありますけれども、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうも熱心なご議論ありがとうございました。